

第6回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年11月29日（金） 14時～16時05分

【場 所】 甲賀市市民福祉活動センター 多目的室

○出席委員

策定委員：11名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、橋本委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：15名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、森島委員、藤村委員、古谷委員、太田委員、林委員、西村委員、藤田委員、松井委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：中島、清水、築島、川上

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第5回会議録の確認について
3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について（前回の続き）
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

改めまして、こんにちは。

定刻どおりお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまより、第6回甲賀市自治基本条例策定委員会を開催いたします。

まず初めに、市民憲章の唱和をさせていただきますので、ご起立をよろしく願いいたします。私に続きましてご唱和をよろしく願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして、小林委員長からご挨拶お願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さんこんにちは。

だいぶ寒くなってまいりました。伺うところによると、信楽の方では今朝マイナス4.4度、いわゆる氷点下ということで、冬がやってきたなという思いです。

週明けには12月ということで、師走の音が聞こえてくるようになりました。師走というのは、漢字で師匠が走る、教師が走ると書くものですから、いろんな方から先生忙しくなるでしょうと言われてますけれども、どうも言葉のルーツとしては本来的には別に教師が走ることではなくて、いろんなことをし果てるという、やり終えるということがルーツなんて説もあるそうです。そんなことでいうと、教員に限らず、みなさまもいろいろとこの1年のことを整理して、やり終えて、始末していかないといけないかと思えます。

自治基本条例の検討の方はまだまだ年内にはし果てるということではなくて、年明けまで続いていくわけではありますけれども、今やっています各問題群ごとに、どんなことが考えられるだろうかという議論は、年内にもうあと1回ありますので、ある程度目途がたつと、新しい年には新しい気持ちで取り組めるのかな、というふうに思えます。

ということで、今日は前回に続きまして、この問題群ごとに整理されている表を見ながら、条例でどんなことを入れていけばいいのだろうか、こんなこと考えられないだろうか、というご意見をまた皆さんから活発に出していただいて、具体的、現実には起きている問題と照らし合わせながら、いかに抽象的な条例の文言を、意味ある条例につなげていくか、という作業を引き続きやってまいりたいと思えます。

どうしても、これまで拝見していますと、ご発言いただく方が限られてしまっております。もしかすると、本当は私も発言したいのだけれども、なかなか、と思っておられる方もおられるかもしれません。せっかく策定委員として選ばれておられるので、これまでちょっと発言しづらかったという方も今日はぜひ勇気をふるって発言いただけると、みんなで作っていく条例案ということにつながっていくと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事のほうに入っていきたいと思えます。今日もよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

本日の出席状況の確認をさせていただきますが、今日は3名の方が欠席ということですので。安達委員様、そして増山委員様、田村委員様の3名の方が本日欠席でございます。また、馬場副委員長様におかれましては、途中で退席されるということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、庁内作業チームですが、佐山地域市民センターの廣岡、公共交通推進室の中尾、山内地域市民センターの谷、教育総務課の田原、危機管理課の徳田、甲南第二地

域市民センターの田嶋、そして社会福祉課の今井が欠席させていただいております。なお、あと1名、政策推進課の呉竹が遅れて参る予定をいたしておりますので、ご了承くださいたいと思います。

それでは、これより小林委員長様によろしく申し上げます。

○委員長

それでは、次第にしたがって議事に入って行くわけですがけれども、今日はいろいろと資料もありますので、最初に事務局のほうから資料の確認をお願いします。

○事務局

失礼します。本日もよろしくお願いいたします。

今日の第6回の会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

今日お渡ししておりますのは、第6回の甲賀市自治基本条例策定委員会の次第、席次表です。他は事前に郵送させていただいております資料、職員の皆さんにはメールで配信しております資料ですが、第5回の会議記録、甲賀市観光振興計画、新名神高速道路活用戦略、甲賀市都市計画マスタープラン、甲賀市公園条例、都市公園条例を資料としてあげさせていただきました。それから、問題群ごとの整理した一覧表につきましても、A3の用紙でお渡しをさせていただいております。

前回の会議でご提案がありました関連しそうな主だった条例等の資料を、今回添付していますが、問題群ごとに整理した表の中に、「主な条例等」という欄を追加させていただいています。かなりの量になりますので、今回は3番の産業のところから議論していただきますので、それに関連するものとしての資料をつけさせていただきました。

その問題群ごとに表にあげております他の条例や計画については、甲賀市のホームページで全て掲載をさせていただいておりますので、一度ご確認いただければと思っています。

資料の確認については、以上です。

○委員長

ありがとうございます。

今紹介いただいた資料がない、あるいは忘れたという方はございませんか。大丈夫ですか。もし見当たらないという方がおられましたら、事務局の方で用意いただいているようですので、お申し付けください。

それでは、早速入ってまいります。

■ 2. 第5回会議録の確認について

○委員長

まずは、次第の2番目、第5回の会議録の確認、ということになります。資料が事前に郵送で届いているかと思いますが、ご覧いただいている方、修正すべき点など、気付かれた方は挙手をお願いします。

○委員

14P、上から3行目、4行目ですか。「神社が宗教にさせられ」となっていますが、「一宗教」としていただきたいと思います。

また、ずっと下におりまして、15行目ぐらいですけれども、「ご先祖さんまでも」としていただきたいです。

○委員長

はい、確認します。24Pの上から3行目、この辺から読みますと「日本は戦争に負けたことによって、神社が一宗教にさせられた」の「一」を入れるということですね。

それから、この発言の下から4行目のところ、「ご先祖さんまでも愛するということが本当に愛することになると思う」、というふうに修正をしたい、ということであります。よろしいですね。

ほか、どうでしょうか。

○委員

10Pのところの下から、6行目ですね、「私も5月に4人の女子中学生をお送りさせてもらった経緯があるのです」とありますが、「お送り」ではなしに、「受け入れさせてもらった」ということです。具体的に申しあげると、神奈川県の方から受け入れさせてもらったのですけれども、「受け入れ」というのが正しいと思います。訂正をよろしくお願いしたいと思います。

それから、22Pですが、6行目のところの地元では「宮町」という漢字が書かれています。ひらがなで「みやまち」という形でご訂正いただきたいと思います。「みやまち宮跡づくり委員会」ということとなります。

それから、22Pの最後の行ですが、「紫香楽宮跡保存会」とありますが、この「宮跡」の「跡」というのは、少し難しい字ですが、こざとへん(𠂔)に止まるという字(𠂔)で、「紫香楽宮シ」の「シ」はこざとへん(𠂔)に止まる(𠂔)に訂正をお願いしたいと思います。

また、「紫香楽宮𠂔保存会と宮町宮跡づくり委員会」のところの「宮町」も同じくひらがなで「みやまち」と訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございます。

まず10Pの方を確認しますと、下から6行目ですかね。「農業振興課の施策で田舎体験という事業があり、今年は私も5月に4人の女子中学生を受け入れさせてもらった経緯があるのです」に直してもらいたい、ということです。

それから22Pの委員のご発言の6行目、一番後ろのところ、カギカッコの中の「宮町」というのは、団体名ですので、漢字ではなくてひらがなで、ということでありました。

同じく22Pの一番下のところの「宮町」というところもひらがなで、ということでした。

その前の「紫香楽宮跡保存会」の「シ」の漢字が違っているという点、信楽宮跡保存会さんに確認していただいて、正しい字に直していただければ、と思います。

ほか、どうでしょうか。

○委員

26Pですが、確認したいのですが、これは聞き取ったものを記録されているのですか。

○事務局

そうです、録音したものです。

○委員

この委員の2段目です。「その審議会のことは存じあげておりません」と書いてあるのですが、私、これ言った覚えがないのですが。

○委員長

これは、たぶん別の委員だと思います。

職員の方が、こういう発言をしたのだと思います。

○委員

わかりました。

○委員長

ほかにありますか。

○委員

16Pについて、質問ですが、委員のところの開発関係で発言されている委員さん

に、「以前は総合発展計画をして、市道をいかに利用するかといった開発を主にやってきたわけですけど」と書いているのですが、いかに市道を利用して開発するという意味が、これは発言者の主旨がそのまま書かれていないような気がするのですが、発言された方にお問い合わせしたいです。

○委員長

おそらく国土・県土と同じく市土、市の土ということだと思うのですが、いかがですか。

○委員

そうですね。市の道ではなくて、市の土です。

○委員長

16 Pの上から7行目ぐらいのところ、市の土地ということで、市の「土」に直してください。

ほかにどうでしょう。よろしいですか。

もし、細かい誤字脱字等がありましたら、お願いします。

私からもう1箇所、細かい部分ですが、2 Pの下から6行目ぐらいです。事務局のところ、「これから議事に入ります」の送り仮名の「い」はいらないと思います。そういった細かい誤字脱字は、皆さんお気づきになりましたら、事務局の方にお寄せいただくということで、大きな修正、変更、間違いがなければ、とりあえず現時点で会議録の承認をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。（よろしいの声あり）ありがとうございます。

■ 3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について（前回の続き）

○委員長

それでは、次第の3項目に入りたいと思います。

各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表を進めています。

そこに入る前に、前回の会議の時に、確定していただいた会議録でいいますと、26 Pのところ。芸術文化のまちづくり審議会の答申はその後どうなったのかという質問に、「調べます」という回答があったと思います。その事項について説明をしていただきます。

○事務局

第5回の会議で、歴史文化について関係するところで、「甲賀市文化のまちづくり

審議会において答申されたあとに、どのように活かされているか。」というご意見がありました。教育委員会の委員が本日欠席ですので、事務局からこのことについてご報告をさせていただきます。

甲賀市文化のまちづくり審議会は、平成18年6月1日から平成24年5月31日までの間、委員の任期は2年ごとということになりまして、第3期までとなっております。第1期につきましては、甲賀市の文化芸術の振興に係る基本方針を答申し、第2期では、その基本方針のもとに甲賀市文化のまちづくり計画が策定をされました。第3期では、この計画の現状と課題を協議したということでございます。

この甲賀市文化のまちづくり計画は、文化芸術振興基本法という法律の理念に立ちまして、甲賀市の総合計画を上位計画として、県、市の他の計画と整合を図りながら、計画を推進していくものということです。この計画には、文化芸術に関する現状と課題、計画の基本、文化振興の施策、計画の推進に向けて、といった内容のものが記載されております。

計画期間は、平成22年から平成31年までの10年間ということで、各個別の施策につきましては、計画の進捗状況ですとか、社会情勢の変化というものを踏まえて、3年から5年ぐらいで見直しをされるということです。

この計画ができた成果ですが、滋賀県とか他の公的な機関と提携事業をされて、自主財源のみではなかなか取り組むことが難しかった規模の事業を実施することができるようになったと聞いております。例えば、有名な落語家の独演会ですとか、アール・ブリュット展と言いまして、作者独自の方法・発想で制作された芸術の創出、アール・ブリュットという展覧会を計画実施できたということです。

ただ、課題についても検証がされておりました、ハード面については、どの施設も設立から長い年月が経過していることもあり、施設の維持あるいは見直しを視野に入れた改修が必要であるということです。それから、ソフト面について、文化のまちづくりの人材の確保、次世代につなげる人材育成を必要としている、ということが課題としてあげられているということです。

計画の基本には5つの柱が掲げられており、今後もその柱、計画のもとに地域色豊かな風土・資源・歴史などを基盤として市民のみなさんと活力あるまちづくりを進めるということでもあります。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。答申のあとどのように活用されたのかということ、答申を受けて計画として実際に策定されて、その計画に基づいて市としてはいろいろと取り組みをしていただいているということです。

では、各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表についてです。

前回につきましては「自然・環境」と「歴史・文化」のところを議論しました。会

議録をもう一度見ていただきますと、会議録の20Pの下のあたりのところから「自然・環境」のところについてのまとめということで、私が話をさせていただいています。

自然保護、単純に保護というより自然との共生であろうと、秩序ある開発を含めて自然との共生、そこには景観との調整も入れた方がいいだろうということ。

それから、行政の責任として地域の状況をきちっと把握しましょうとか、把握した情報をみんなで共有しましょう。それから地域資源を活用していきましょう。市民の責務としては、財産の適正管理ということも考えていきましょうと。

それから、これは13の安全・安心の方に行くかもしれないけれども、セアカゴケグモのような危険情報については、市としては市民にきちっと周知・啓発する。市民としてはそういうのをもし見つけたならば「危険なものがあるよ。」ということで、市に通報するといったそれぞれの責務があるだろうというまとめをさせていただきました。

それから、25Pの方を見ていただくと、「歴史・文化」のところについては、伝統・歴史・文化を後世に伝えて活かしていく。あるいは当然、後継者をどう育てるかも関係してくる。ただ単にこれまでのものを守るのではなくて、新たな文化をみんなで創っていくという話もあるだろうというご意見もありました。そして、郷土史を伝えていく。あるいは郷土愛というようなものも持っていただく。これは先人への敬意も含めて、考えていこうというお話。そして、市民もできることを積極的にやっぺいこう、市民と行政との協働、関心のない地域や関心のない人たちへの働きかけも大事ではないかという、こんなことが条例ということを考えていく中であげられるかなということが前回の議論の中心でした。

そんな形で、今日も③「産業」からご議論をいただきたいと思っております。この委員会で考えていきたいことというのは、右の方の欄に、以前皆さんがそれぞれワークショップ、グループワークしていただいた時のものが載っているわけですが、これも踏まえながらご意見をいただければと思います。

どなたからでも結構です。「産業」はたくさん意見も出ておりますので、ぜひ積極的にご意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

○委員

「産業」ということですが、地域経済における産業の役割というものは、非常に大きな役割があり、ここにも書いていますように、地域の活性化に向けて行政や市民がそれぞれの立場で貢献していくということには誰しも異論はないと思います。

ただ、自治基本条例に「産業」というものを取り上げる際には、さらに一歩進んで、大都市の資本とか、政府の公共事業とか、いわゆる外来型の開発に依存するだけではなく、地場産業など地域由来の産業の育成、地域内での再投資の促進による、いわゆ

る内発型発展と言いますが、そういうものを図るという視点もぜひ盛り込むようにお願いしたいと思います。内発的発展の道が地域の自立性を高めて、地方自治を安定させる道であると、そういうふうを考える次第です。以上です。

○委員長

なかなか具体的な内容は条例には書けないとは思いますが、今おっしゃっていただいたように、内発的に発展していけるように、地域の自立性を高めていけるような施策を行政として考えるべきだし、市民としてもできるだけ地元の、自分のところで発展していけるようなことを考えていくということを条例にうたったらどうかということ。ありがとうございます。他、どうでしょうか。

○委員

自治基本条例はやはり企業あるいは事業者等が地域社会の一員として、地域に寄与してもらい、まちづくりに貢献してもらいたいというようなところも定めてもらいたいというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。よく企業市民という言葉を使うところもありますが、事業者・企業も地域社会の一員として自覚をもっていただくようなことは大事ではないか、というようなご意見でした。

ほかにご発言いかがでしょうか。

○委員

信楽のことばかりで申し訳ないですが、信楽、ここの強みの中にあがっております、6行目、「信楽焼などに代表される特産品がある」と強みの中にあげられておりますが、確かに特産品はあるのですが、その特産品が今現在ギリ貧状態となっております。それがひとつの強みであるのですが、また弱みというかたちにもなっています。

これにいかんにかかわっていくかというのが問題点としてあがっていますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長

ありがとうございます。今ちょうど読んでいただいた、強みの6行目、特産品、「信楽焼きなどに代表される」とありましたが、弱みのところには「地域の資源がうまく活かされていない」ということでもありますので、今のお話からすると、地域の資源を活かしていこうということは、前回の郷土愛ということに通ずることだと思います。

○委員

「産業」という枠の中にかなり「観光」という部分が、かなり強みであっても弱みであっても出ているわけですが、それを総括して観光資源の掘り起しというのは、従来あるものの掘り起しと、全く一から創生するという考え方と、今あるものをもっと伸ばしていくということが言えると思います。先ほどありました地域の観光資源的なものを伸ばしていくという、伸展させていくという、観光資源の掘り起しと進展という項目で、条例の中にうたえればと思っています。

○委員長

ありがとうございます。そうですね、先ほど地域資源の活用とありましたけれども、活用するだけでなく発掘していくということも大事だろうというお話でありました。

○委員

甲賀ブランドの仕組みづくりを全国的にPRを、と書いてありますが、あえて甲賀ブランドというのを作る必要はないと思います。

現在、たぶん観光推進室には2つの甲賀市のブランドができたみたいですが、信楽のまちなかの風景、それと甲賀市のお餅、それだけしかない。

私はいつも思っているのは、甲賀市全てがブランドです。生活の中の歴史とか人、産業も観光も全てがブランドです。こうしたことから、あえて甲賀ブランドというものを作る必要はないと思います。全てのものが、甲賀市の甲賀ブランドでいいのではないかと思います。

もし、外れた人、外れた企業、あるいは伝統産業、例えば土山ですと「焼き杉」などは一生懸命頑張っておられるのに、それがブランドにはならないと、モチベーションが下がります。例えば、お菓子屋さんにしても一つだけどっかのお菓子屋さんブランドをつけると、他がやる気がなくなる。

あえて作る必要がないし、全てが甲賀ブランドというようなことにすればいいかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。前々回のDグループではブランドの仕組みづくりというご意見があったけれども、あえてブランドに一定するような仕組みを作るのではなくて、むしろ甲賀市の持っている魅力をそのまま全国に発信していけるような、そのいう発想の方が大事ではないかというご意見でした。

そこはDグループの皆さんと意見が相反するところがあるのかもしれませんが、Dグループの方、いかがでしょうか。

○委員

今、委員さんがお話いただいたことも、単独ということではなく、それも含めて甲

賀のブランドという名称だけでなく、甲賀を売りにするものとして、全国的に発信できるという形の仕組みというものができたらな、ということがDグループの話でした。

○委員長

そうしますと、具体的に施策としてどういうやり方があるかということで、ブランド化するかということもあるのでしょうかけれども、甲賀市の魅力を全国に発信してもらいたいということについては別に異論はないということによろしいですね。

すると、これも市民の責務であったり、行政の責務であったりして、自分たちの町に誇りを持つと、前の会議でもおっしゃっていただいたとおりですけれども、単に自分たちの誇りを持つだけではなくて、それを積極的に外に発信していこうと。そうすることによって、甲賀市の価値をより高めていこうというようなことをうたっていくことは可能ですね。ありがとうございます。

○委員

「産業」の中でしゃべらせていただいているのかわからないのですが、都市計画区域において、甲賀市一帯には、3つの区域の区分けがあります。それに伴って、そこで商売したいなというふうに思っておられる方も、農振区域だからできないだとか、そういう形で制約がされています。

10年ほど前からずっと、新しく市になりましたので、何度かその線引きの部分も、もう一度見直して、甲賀市としてどういう発展がするのがいいのかというご検討をお願いしたいという主旨の話をしてきました。甲賀市として作り上げている現在の都市計画マスタープラン等に出てきているのですが、それが県と折衝していく中で、県の方が作っている都市計画区域等と整合がとれないということで、そちらの方の許可がでない限り、市としてなかなか進められないということがあがるようで、そのあたりが前に進んでいかないというようなイメージを一市民として持っています。

そのあたりを市民からの意見も含めて、市として県と4年間、今後を含めての折衝をしていただくということが産業の活性化になるという部分を考えていただきたいです。例えば、住宅の建てやすさにもからんでくるのですが、そのような形での土地利用の部分、規制緩和も含めて、いろんなところにアプローチしていただくような体制を市としてとっていただくことができたらというふうな思いでいます。

○委員長

2000年に地方分権改革というものがあまして、それ以前というのは国と県と市町村というのは縦の命令、宿命、関係があり、町というのは県の言うことに対して、絶対逆らってはいけませんという法体系であったのですが、実は2000年の地方分権改革以降というのは、特に市の場合ですけれども、県と規模はもちろん違いますし、やはり仕事量は違うけれども、団体としては県とある意味対等な形で交渉できる、そ

ういう立場になっているわけです。

ただ、現実の仕事の仕方が追いついていないことがあるわけですが、今皆さんおっしゃっていただいたように、県に言われたから「はい、そうですか。」と引き下がるのではなくて、県に対しても積極的に物を言っていく、市民の立場に立って、県に対しても主体的に交渉していくというような責務というのは、行政の役割として条例に入っていくことはできるのかなというふうに思います。分権時代にふさわしい行政の在り方は書けると思いますので、そこはそういう形で反映していきます。

○委員

今の件につきましては、私も行政の項目の中で申しあげようと思っておりましたが、産業の発展ということのご発言がありましたので、一言申し上げたいと思います。

今、委員が言われたように、旧甲賀町の線引きの問題ですが、これについては線引きされた時は住宅地開発とか土地開発がものすごくありまして、これを規制するためにそういった線引きがされ、その当時は効果があったわけです。

ところが、それが経年し、合併前の平成13、14年頃にそれは発展に阻害するというので、土地規制の見直しの催促をしていたのですが、なかなかそれも受け入れられないというようなことで、今日まで来ているわけです。

そういう意味では、今委員が言われたような、具体的な行動なり、動きがやはり必要ではないかというふうに私も思っています。

○委員長

ありがとうございます。

問題群ごとになっておりますが、当然いろんなところの問題群に関係するような話が出てきますので、また後で出た項目でもかまいませんし、関連しそうだと思うことは多少先行して、あとでも関係するけれども、今のようにおっしゃっていただいてもかまいませんので、その辺は臨機応変にご発言いただければと思います。

○委員

「観光」という面で少し申し上げたいと思います。

実は、信楽町の観光協会につきましては、誘客業と申しましょうか、たくさんのお客さんを誘客していくのも大きな目標にもなっていますが、併せて一人のお客さんが何回も観光地、例えば信楽の方を訪問していただくという魅力がある観光地にしていかなければいけないということで、観光協会の方で試行錯誤しているところです。

併せてもう1点、近隣の観光地と提携した形で事業を進めているということがあります。この部分についても、考えていかなければならない問題だと思います。近隣、例えば信楽の場合ですと、宇治の方と提携したり、何かの事業の時には提携していただく、出していただいておりますし、大津の石山とも提携した中で、事業といった形

をとっておりますので、提携という部分も観光にプラスになってくるかと思えます。

○委員長

ありがとうございます。大きな行政のやり方にかかってくると思いますが、問題群に応じて広域連携をしていくということで、今、宇治とか大津・石山とか例も出していただきましたが、反対側で言うと伊賀とか阿山とかもありますね。

○委員

今、観光の話が出ていますので、それに便乗というわけではないのですが、今回、事前に甲賀市観光振興計画というものを送りいただき、読ませていただきました。

甲賀市内にあるいろんな観光資源が非常に細かく把握され、利活用計画として立派な計画だと思って読ませていただきました。

しかし、最後の「行動に向けた喫緊の課題」で、肩透かしを食らったような印象を受けました。組織なり、人の問題が大きな隘路として横たわっているというようなことのようにです。

現状のこれらの隘路がどのような解決されているのかというようなこともそうなのですが、やはりこの自治基本条例の中で、そういう人の問題、組織の問題というものも、地域資源の有効活用という意味からとりあげていく、そういう視点もあるのではないかというふうに考えます。

○委員長

ありがとうございます。

ちなみにですけれども、今委員からおっしゃっていただいた観光振興計画の25Pあたりにあります「人」の問題、「組織」の問題、この計画が策定されてから既に3年以上が経っていますが、どなたか進捗状況はこのようになっているということご説明いただける方がおられましたら、補足いただければと思います。

観光担当の方はおられないですかね。

現状、この後どうなったかはわかりませんが、今おっしゃっていただいたように、そういう組織や人というのがしっかりしていけないと、どんなすばらしいプラン、ルールができて、まわすという意味では組織、人の活用も地域資源と合わせて考えていこうと、条例に入れていこうということでお願いいたします。

○委員

後戻りして、お話ししたいのですけれども、今3つ目の「産業」まできた状態ですけれども、これは、今後17の項目まであります。これを全部知っている人は、私たち市民から出ている委員も、市の職員の方でもないと思います。

その中でも情報を提供したうえで、自治基本条例というものを作っていく必要性が

あると思いますが、それにしても短絡的にここで項目だけをお話をして、中身は全然熟知されないのに、自治基本条例に活かしていくという手法ができるのかどうかということに、常に疑問を持っております。

そのためには市役所職員の方が委員になっておられるということ、先日の閉会のあいさつでもしましたが、当然専門的な部署でないということもありますし、あるいは地域市民センターから来られている方もありますけれども、例えば「こういう計画がありますよ。」「こういう条例がありますよ。」という点だけの情報で、条例が輻輳してないかどうか、重複してないかどうかという点検的なことのみとなっていては、深みのある自治基本条例はできないと思います。

そのためには、市職員の皆さん方で専門的な部署ではないということであっても、1番から17番まで事前に甲賀市の現在の状況の情報をここで提供していただく。

そうすることによって、自治基本条例に活かそうじゃないかという判断ができる、そういうひとつの階段部分がなくて、ここでいきなり全部集計するものですから、市の職員の方も政策的なことなので、たぶんご意見が言いにくいと思いますが、せっかく委員として来ていただいているので、活躍の場をもう少し広げていただきたいと思います。

今、先生から観光の方がおられませんかと振っていただいたのですが、急に振られても大変だし、事務局の地域コミュニティ推進室の方で、市の職員の委員の方だけで別に会を持っていただいて、この情報はだれが取ってくるとか割振りをする。そういう形の中で、その情報を出していただいて、それを受けて、じゃこの自治基本条例に盛り込みたいところを、それぞれ委員皆さんの賢明な判断で割っていただく、こういう形が、私は一番やりやすいのではないかと考えています。

もっと早く言えばよかったのですが、提案にあたるかもしれないですが、申し上げさせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

今われわれは甲賀市の自治基本条例の策定を、はっきり自治基本条例とうたっています。自治基本条例ということは、自治区の枠組みとか、自治の運営とか、そういった規定を定めるということで、最高規範といわれますが、やはり理念とか、原則を定めるわけですから、その自治基本条例を実効あるものにしようとするれば、それに基づいた条例を作っていかなければいけないということになります。

全国のそういうものを見ていますと、自治基本条例と定めるところや、まちづくり条例と定めるところ、あるいは協働のまちづくり条例とか、いろいろあり、その表現のしかたに意味があると思います。まちづくり条例ということであれば、抽象論の理

念条例ではなくて、もっと政策の実現的な、現実的なものはいってくるのではないかと思います。もうひとつ、自治基本条例は最高規範で、その下にいろいろな枝の条例があるのですが、甲賀市は先ほどもありましたように、議会の方が先行して議会基本条例が成立したということなのですけれども、それはどのように考えればよいのですか。

○委員長

自治基本条例とかまちづくり条例とかいろんな条例などがありますが、これは中身に応じてどういう名前になるかは違ってくると思います。

今、かなり具体的な現場とか問題点の話から、抽象度を高めて汎用性のあるルールを取り出せるのか、抽象化する作業をしています。結果としてどういうものを条例に入れていきたいと思います。基本だけを書くのだったら、これは、「まちづくり条例」という名前の方が良いのではないかとか、ここまで抽象的な理念だけで細かいことは書かない条例であるならば、「自治基本条例」の方がすっきりするのではないだろうかとか、ある程度中身が見えてきた段階で、どういう名前にするかということも考えていけたらというふうに思います。

それから、枝葉の条例という話もありましたが、議会基本条例の話もありました。ここでいろいろ議論をしていって案ができていって、われわれは市長さんにこういうものを入れたらどうですか、ということ提言するわけですけれども、それを受け止めて市の側できちっと条例の条文を作る段階ですね、その調整をやっていただく話になるだろうと思います。既に、おっしゃったように基本条例ができて、そのもとに枝葉の条例ができる作り方もそうなのでしょうけれども、枝葉にあたるような条例がすでにもうあるわけです。そことの整合性というのは、市の行政の中で、法務担当の人が調整をしていただかないとおかしくなります。そこは、ここで議論できることではなかなかないので、ある程度そこは専門の方に任せていかざるをえないかと思っています。

○委員

何回もすみません。先ほど私、③の「産業」のところの信楽の観光について申し上げましたが、甲賀市の観光振興計画の23Pの、2のところの信楽（紫香楽）という箇所に、私が申し上げたことが掲載されております。本来的に、条例ができて、この甲賀市観光振興計画ができる、条例に基づいてできるというのが本来の筋だと思うのですが、今の形でいきますと、先に振興計画ができてしまっているという形になりますので、条例の中の条文としては、これを受けた形で、抽象的な文言になってくるかもしれません。条例があって、振興計画があるのかと思ったりしています。

確かに23Pのところについては、私の申し上げたことは、ここに網羅されておるわけですが、それと条例との整合性について、このあたりの表現はどのような形で

されるのか、ちょっと疑問をもっております。

○委員長

既存の条例があるわけです。個別のそういういろんなものはあるのだけれども、たぶん暗黙のうちに、その中に相通ずる考え方とかあるのでしょうかね。甲賀市としてはこういうふうに行行政は取り組んでいきますよと、暗黙の理解はあって、そこにいろんな条例やルールや計画が作られている。

ところが、それをどこに立ち返って見ればわかるの、というと、全体を網羅したものはなかなかない。計画については総合計画があるわけですがけれども、判断の基準みたいなどころというのは暗黙裡にはあっても、なかなか個別の条例にはないということが、難しいところであって、逆にいうと、今既にあるそういった計画や条例から考え方の部分は引っ張り上げてくる。これは他のところでも通用する考え方だな、こういう理念はこの計画だけでなく全部に通ずる話だな、というのは引っ張り上げてきて、この自治基本条例の案の中に入れて込んでいく。そういう形で整合性をとることができるとかと思えます。

皆さん方の中で、これは今までやってきたことだけど、やっぱり自治基本条例で改めて位置づけて、全体を通したルールというふうにしておいた方が良いのではないかなというのがあれば、言っていただければいいかなというふうに思います。

それから、少し前、言っていただいた進め方の件ですけれども、おそらく全ての項目について、今、甲賀市がどんなふうに事業をしているとか、どんな施策をやっているということを、逐一説明いただく時間はなかなか難しいかもしれません。

ただ、全てのことについて逐一、レクチャーしてくださいというのはお願いしづらいので、先ほどのように、進捗状況どうなっていますかとか、この現行の計画、現行の条例ではうまくいっているのですかというような質問があった時に、「そこはわかりません。」だと先に話が進めない部分は確かにあるかもしれません。

そういう意味では、少し申し訳ないけれども、行政からお越しいただいている委員の方には、できればその会で議論になるところについては、どなたかしらが、疑問的なことには説明できるような形になっていけばありがたいという思いはあります。

○事務局

先ほど委員から貴重なご意見いただきました。庁内作業チームのリーダーである政策推進課長と打合せしましたが、例えばこの問題群は誰が担当しようとか役割を決めたいと思います。それぞれの項目で担当一人を決めると、その者が欠席した時はせっかく庁内作業チームがいるのに、何も言えないということもあるでしょうし、改めて庁内作業チームで集まって、役割分担などの検討もしながら、一度話し合いを進めていきたいと思っております。

○委員長

じゃ、そういった形でお手数おかけしますが、よろしくをお願いします。

行政からご参加いただいている委員の皆さんも、こういう説明の部分は役所の立場からの性格もありますが、そうではないところについては、ひとりの行政職員として実際仕事をしていて、こういうところに問題と感じていますとか、これからの市政のことを考えていますが、市民の皆さんにこういうことも考えてもらいたいのですというようなことは、率直な意見を言っていただいた方が、良いものができると思います。

立場上、言うてはいけないということは、あまり気にせずにご発言いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

話を戻しまして、「産業」のところについて、「産業」だけではないお話もいただいておりますけれども、ほかにご発言ございますか。

特にないようですので、ちょっとまとめますと、地場産業、文化・伝統を継承するということに関連していうと、内発的に発展していくと、自立性みたいなことをうたっていったらどうかという話。それから、甲賀市の魅力を全国に発信していくという、これは前回の郷土愛ともお話がつながるところですけれども、条例に入れてはどうかということ。それから、事業者の方々にも地域社会の一員としての自覚を持ってもらう責務があるよということを書いていったらどうかということ。それから、これも前回と関係する話ですけれども、地域資源、これ観光資源も含めるのですけれども、地域資源というのを把握して、発掘して、場合によっては創って、それを活かしていこう、活用していこうということは、やっぱりうたっておいた方がいいだろうということ。これは地域資源だけではなくて、人や組織を育て、活かしていくということも関連するのではないかというお話がありました。それから、「産業」ということだけにとどまらない話ですけれども、甲賀市の市域を越えての広域の連携、観光なんかは多いでしょうけれども、そういった広域の連携ということも必要な場合にはしていこうということもうたってはどうか、というご意見。そして、市の行政のあり方として、県の言いなりになるのではなくて、土地利用計画での話もありましたけれども、場合によっては市民の意見も反映して、県に対して積極的に伝えていく、物申していくといった、分権時代にふさわしい行政のあり方ということもうたってはどうか、というご意見が出ております。

よろしかったでしょうか。あと、あえて付け加えることはないかもしれませんが、リストにあがっている第1次から第6次という話からすると、創意工夫していきましょう、みたいなことも、これは産業だけではないですけれども、市民の皆さんも、行政の皆さんも創意工夫することでいろんなことを生み出していきましょう、みたいなことをうたっていてもいいかもしれないと思っております。

ほか、「産業」のところで、ご意見はありませんか。

○委員

これは「産業」だけではないのですが、甲賀市の大きな問題で、少子高齢化とか、人の流出とか、地域活性化とか、いろいろあるのですけれども、弱みの上に書いていますが、「大企業がない」とか「企業・本社が少ない」とか、これは大きな問題だと思います。

この地域に大きな会社なり企業が入ってくれば、若者が地元に戻ることが出来ます。いろいろ地域の活性化に動いていただいておりますけれども、一つ企業が来ていただいたら、それは地域の活性化になると思うので、大企業を誘致して、そうすると税収もあがりますし、甲賀市も豊かになりますし、活発な産業により地域を活性化するようなことも一つあげさせてください。よろしくお願いします。

○委員長

今の内発的な自立的な発展という話もあって、必ずしも甲賀市の外からの誘致ありきではないというご意見もあると思いますが、いかがですか。

○委員

外来型開発も否定するつもりはありませんが、結局、外来型開発に伴うデメリットというのは、全国的に、例えば大阪府、臨空工業地帯の周辺市町村では財政赤字で再建団体になりそうであったとか、そういう事態もたくさんあります。北海道の夕張市もそうですが、結局、大規模開発の夢が破れて、あのような状態になったいろんなことがあります。

それから、もう少し身近な話で言いますと、グローバリズムということで、企業の海外移転であるとか、あるいは工場を全国的に集約するとか、というようなことで、例えば甲賀市もNECの工場が集約ということで、従業員さんがかなり減ったというようなことも聞いております。それから、栗東市にありますセキスイでも生産機能の集約化にともない、やはりわれわれ下請け企業におりましたものが、やはり工場が韓国の方に集約されたということで、転勤を余儀なくされたというようなこともあります。

大きな企業が工場を建ててくれて、そこにずっと、甲賀市にずっといてくれたら良いのですけれども、なかなかそういうことは、至難の業であるのではないかなというふうな感じをしております。

○委員長

そうすると、結構、相反するお話に聞こえてしまっていますが、おそらく立地していただいた企業が、地域社会に対して責任を持って、一旦、立地した地域での責任をある程度自覚していただく。おいそれと従業員を捨てておいてどっかに行ってしまうよというようなことは、強制力はなかなかないのですけれども、そういうことを甲賀市としては思っていますよということルールとして、条例として書いておくことはで

きると思います。

そういう懸念は、ある程度、払拭はできないですが、一つ歯止めになると思いますし、そんな形であれば来てくれた企業も責任を持ってくれると思います。そういう形で、先ほど事業者の責務みたいな話も出ましたが、市に立地される企業についてはやはり地域社会の一員として地域を大切にさせていただくということも、当然お願いしたいということも条例に書きたいということできましようか。

○委員

今、企業誘致という話も大変結構なことだと私も思うのですが、反面、今現在を見てみますと、地元の地場産業、企業がどんどん市外の大手に買収されているとか、あるいは潰れているとか、大手だけでもすぐ引き上げということも過去にもありました。

そういう面からいくと、一概にそればかりということも言えないと思います。やはり、この甲賀市の中では薬や陶器などいろんな地場産業がありますが、そういった地場産業の育成ということも大事であろうというふうに思います。また、そういう企業を、企業観といいますか、そういったことも育てる、人の育成も大事だということも条例に入れていかないといけないのではないかとこのように思います。

○委員長

ありがとうございます。今まで出たことをもう一度まとめていただいたような気がします。人の育成である、担い手の育成であるとか、それから来てもらうためにも、外に甲賀市の魅力を発信していくということ。それから、来ていただいた方、あるいは内発的にここに根をおろしている方含めてですけれども、事業者においては地域に対する責任を負ってくれと、こういったことは今議論の中で皆さん幾度となく出ておりましたから、取り入れてみるといいですね。ありがとうございます。

ほか、ここ産業ということに関連して、ご意見ございますか。

○委員

企業という視点は大事だと思います。今、甲賀市の生産高をいいますと、大津より上であり、生産高約7千億となっています。これは、当然、財政が潤っているということになるわけです。一般会計が約350億円でしたか、そのうちほとんど大企業、誘致企業ということになりますので。

そこで、誘致企業というのが場所的にはほとんどなくなっています。誘致するにも、そういう企業団地がない。私はそういうような発展的じゃなくても、誘致企業があると財政が潤うということは、町が潤うということであり、市民の生活も豊かになる。それは必要ではないかなと思います。バランスよく、当然、商業も農業もいろんなものがありますので、バランス的にうまくやればいいんじゃないかと思います。今、思うと甲賀市はバランスが取れているのではないかと思います。

ただ、商業においては、商店街がご多分に漏れず、全国津々浦々全部シャッター街になっています。大型ショッピングセンターが、昨日一昨日も水口町にオープンしております。今更、商店街の再開発とか、それは難しい問題になっていますけれども、そこは高齢者が生活するにあたっては、商店街は必要になってくるのではないかなというふうな考えがありますけれども、ただバランスよく高齢者の生活においても必要不可欠なものが商業ではないかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

まとめみたいなことではないのですが、今お話があったように、企業に来てもらうという企業誘致と、企業が甲賀市民としてちゃんと生きていけるというようなこと、この共存共栄といわれる部分、ここの部分が今回の自治基本条例の産業の部分のキーポイントだと思っています。

産業という言葉は、非常に、言葉短いですけれども、これは甲賀市にとって大変、根幹、大事な部分で、自治基本条例の中で「企業はどのような企業に来てもらいたいのか。」「どのような企業がここから発信しなきゃならないのか。」というところを、この自治基本条例で打ち込まなければならないですね。

当然、市の職員さんは十分ご存じですが、要するに甲賀市は固定資産税と市民税で生きているわけなのです。この固定資産税と市民税を誰が出しているかということなのです。当然、住民も出しておりますし、企業も出しているわけです。自分とこの土地で、自分とこの場所で、業を起こして、そして甲賀市民を雇用するという、ここの部分がこの自治基本条例の中の産業といわれる部分で一番大事なキーポイントにしなければいけないところです。

言われるように、若者達が定着できる部分が、要するに働く場所がないから、大学受験する時に「もううちの息子や娘は帰ってこないかもしれん。」という悲壮な思いで、親は受験させているわけなのです。なぜそんな思いをしなきゃならないかというところ、4年間で大学を卒業しても、働く場所がないから、もうすでに4年間の中で違うところへ仕事探しをしなければならないという、こういう宿命的なものが、こういう市町村にはあるものですから、親は悲壮な思いで送り出さないといけない。

ここを自治基本条例の中できちっと、やっぱりポイントを押さえないと、やっぱり親の立場、市民の立場、そして企業の立場という思いを、ここで凝縮させていただくのが大事かと思います。

○委員長

今、お話を伺っていて、自治基本条例の中でなかなか具体的な施策は書けません。

例えば、どんな企業を、何平米の工業団地を作って誘致しましょうと、これは施策の話になるので、条例にはなかなか書けないわけですが、考え方として、持続可能な地域社会という言い方をします。持続可能ということは、当然そこに働く場所があって、そこで学べる場所があって、その場所から出ていなくても、生まれ育って、最後亡くなるまで、暮らし続けられるような社会のことをいうわけですね。持続可能な地域社会を創造するとか、目指していくとかいうようなことを理念としてうたっておけば、当然そのためには企業が必要であるとか、若い人たちが定着できるような施策が必要だよ、ということを条例から考える根拠になりますので、そのような形でうたっておくことは可能な気がします。

それと同時に、先ほど来、出ているように魅力を発信していく。魅力を発信していかないと来てもらえないですから、魅力を発信する。発信して、来てもらった人たちには今度は地域で、地域の一員として自覚を持って、無責任にポイポイ出ていくようなことはしないでくれというようなことをうたっていく。それぐらいセットで入れておくと、皆さんがおっしゃっているような、この条例をもとにして今後の取り組みはしやすくなるのかなという気がいたします。

○委員

もう一度だけ今の続きですけれども、そこに起業、業を起こす方の人間も育てていく部分ということも入れていただきたい。

甲賀市の中でいつか商売を起こしながら、大企業に勤めるという発想だけでなく、自分達で商売をして、お客さんに喜んでいただいて、その中で経済をまわしていこうという方々や若い人たちも増やしていくというところも、ひとつの選択肢として入れていただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございます。おそらくこの後⑦番の「子ども・若者」というところでも関係してくるようなことなのですけれども、今おっしゃっていただいたのは起業、インキュベートというようなことですので。「業」だけでなく、NPOみたいな活動をしていきたいと思っている人たちも、能力、力を引き出していくということも含めて、担ってくれるのかもしれないけれども、先ほどから出ている、人や組織を育てて活かしていくということの視点も条例にいれてはどうかということになろうかと思います。

「今日、③番だけでこんなに時間かかって大丈夫か。」と怒られるかもしれませんが、大丈夫です。これでだいぶ実は関係しているところ、土地利用計画みたいな話で④番とか⑨番に関係するような話も出ておりますし、それから市民の責務や6番に関係する話もかなり出ております。⑦番の子どもに関係するような話も出ております。

そういうことでいうと、この後の議論でも重複するようなことがだいぶ出てきていますので、できれば同じようなことは次のところでは言わないようにしていただくと、あとのところはだいぶ時間が省略していけるとと思います。

皆さん、あまり心配なさらずに、必要なことはここから発生して、取り出していきますので安心していただければと思いますが、「産業」ということに関してはどうでしょうか。そろそろひとまずよろしいでしょうか。

では、次の「道路・交通」にまいりましょうか。

ここにつきましては、今までのようにご意見あれば、おっしゃっていただければ、よろしくをお願いします。

○委員

④番の「道路・交通」の問題群ですが、強みのなかに信楽高原鐵道をあげてもらっていますが、ご承知のように信楽高原鐵道はいつ復旧するのかわからないのか、ちょっと先が見えない状態であるわけですが、これはどうしたらいいのかなと思っています。

○委員長

条例としては個々の事業者の話を書きにくいと思いますが、公共交通機関がこうあるべきのような、理念的なことであれば入れていって良いのかもかもしれません。

○委員

信楽高原鐵道という文言を入れずに、ということですね。

○委員長

今の発言を解釈すると、公共交通機関というものは、やっぱり地域の足としての責務というか自覚をもって、苦しいだろうけどがんばってほしいという思いがあるだろうというものと思います。

ほかに皆さんどうでしょうか、ご意見はありませんか。

○委員

「道路・交通」ということですが、インフラというのは全市できれば格差のないような形で進めていただきたいと思います。マスタープランを見ていますと、どうも中心部の方に集中的に投資がいくのではないかという懸念があるのです。そういう意味からいくと、なおさら、私が言いましたように、市で均衡あるインフラ整備ということは望みます。そういうふうなところもくんでいただきたいと思います。

○委員

「道路・交通」ということですが、国道・幹線道路、JR、信楽高原鐵道もありま

すが、大規模な鉄道などについては、大規模なインフラですので、条例の領域にはちょっと入らないのかなと思っています。

それで条例としては、やはりわれわれの住民の生活に身近な生活道路、ほとんどが市道だと思いますが、現況では消防車とか緊急車両の通行の際にままならないような狭隘な道路であるとか、あるいは今後予想される南海トラフによる東南海地震などそういう大規模地震の対応もできないような道路、生活道路が非常に多いと思います。こういう中から、住民の生命を守るというような意味で、生活道路の整備、改良というものを条例の中で盛り込むべきではないかと考えています。

○委員長

ありがとうございます。たぶん、なかなか具体的に生活道路、市道とか、狭隘道路がどうか、条例の条文としては書きにくいかもしれません。ただ、今おっしゃっていただいたように、市民の安全を守れるようなことを優先した社会資本の維持、整備というようなことでしたらば、条例に書けるわけですね。そういう形で、安全とか安心にも関係すると思いますが、今おっしゃっていただいたように、行政の責務としての社会資本、具体的には道路等になってくるのだらうと思いますが、安全に配慮した社会資本の整備、維持というようなことは入れていったらいいのかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○委員

草津線ですが、唯一の京阪神への公共交通機関として、今1時間に1本か2本ですので、産業につながると思うのですけれども、利便性を上げようということになると、草津線の複線化などそういうことはあげていただけないかなと思います。

○委員長

個人的には私も大賛成、草津線が亀山まで抜けて、甲賀と行き来がしやすくなると、私も公共交通機関で甲賀に来られると思っていますのですけれども、具体的に本数を増やせと等は書きにくいと思いますが、公共交通事業者に対しての指導など、エリアを通っているわけですから、このエリアでされている公共交通事業者については、市民のことも考えるようなことを、責務としてうたっていくことは可能だと思います。

また、市の行政としてもその市内で利用されている公共交通機関事業者とは連携をとって、いろいろ考えていくようなこともうたえるかもしれません。

○委員

今の草津線の件に関連してなんですけれども、市民が利用しようという思いをもって乗らないことには、相手さんも増やそうというふうにはもっていつてはくれないと思います。市民が一生懸命、草津線を利用する。

例えば、行政の方々でしたら、水口庁舎へ会議に来るのに、できる方は電車に乗って通っていただくということも不可能ではないかと思えますし、われわれも利用して、どうしても無理な人は車を使っていますけれども、それをあえて電車で行きましょうというようなところも、みんなが考え始めると、もっともつとこのあたりが、今委員さんが言っているような方向に向いていくのではないかなと思います。

このあたりも何らかの形で、みんなで考えましょうというような中で、条例にうたうことができればいいかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。市民の責務という、今おっしゃっていただいた市民の方たちが地域である貴重な財産を、もっと有効に活かして活用していってくださいよというようなことはうたえるかなと思います。

○委員

まちづくりであるので、まちづくりとして必要不可欠なことだと思います。

○委員長

ほかはどうでしょうか。「道路・交通」に関しては。

○委員

名神名阪連絡道路のことですが、これはちょっと自治基本条例から外れるかもしれませんが、産業という面でこれは日本の国にとっても有益であり、市内にもう一つ縦の線ができれば、産業がもっと発展する可能性が十分あるし、それから災害のときの逃げ道もできる。そういう面でもうひとつ高規格道路の整備、拡充とか、そういうことを条例に入れておかないといけないと思います。

この前、もうご存じだと思いますけど、名神名阪連絡道路のシンポジウムということで、知事だったり、国会議員だったり、多くの人が集まり、気運が高まっているので、なかなかできないと思いますが、そんなこと書いて、地域からすればそれができれば、産業の躍進もあると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

現実的な政策として、例えば首都機能移転もおっしゃっておられましたが、そんなことになると進むのでしょうかけれども、なかなか難しいのかもしれませんが。今おっしゃっていただいたように、市民の安全、災害時の、避難路とか含めて、このようなことに配慮した時に、必要なインフラは整備してもらわないといけないということは、当然考えられます。そういう意味では、先ほどの、小さい細い狭い道で市民が交通事故に遭いやすいという話もそうだし、大規模災害のときに避難路があって、というの

に通ずると思います。市民の安全に配慮した社会資本の整備というようなことでうたっておくことはアイデアであるような気がします。

ほか、「道路・交通」に関してよろしいでしょうか。

だいたい関連するような話が続くようで、まちづくり、産業とか関連が出ましたので、次に行きましょうか。

5番の「施設」、必ずしも公共施設だけではないようですけども、「施設」というところはいかがでしょうか。

○委員

「施設」の部分で、「良い温泉がある」というところに一つ追加をお願いしたいのですけれども、多羅尾温泉というのを。

<漢字の確認あり>

○委員長

ほかどうでしょうか、公共施設等に関して。

○委員

原則として、小学校区を単位として自治振興会が設立されたのですが、活動拠点施設の建物が充実していないようなところがあります。

それから、もうひとつ。本来なら地域の老若男女が、多目的にコミュニティ活動を行う場として、おそらく地域公民館とか草の根ハウスというのが、大体、大字単位で整備されていると思うのですが、使い勝手が悪いというのか、普段施錠されている。それから、昨今、非常に地域活動が縮小しているため、利活用がされていないということがあります。

公民館活動というのは、一昔もふた昔も以前の話というように思われるかもしれませんが、地域活動再生の核施設として、ぜひこういう条例の中でも取り上げていただければなと考えます。

○委員長

ひとつは自治振興会の活動拠点をどうにかしないといけないということですね。

もう一方で、今ある施設で有効に使われていないところもあるから、これを有効に使いましょうという話ですね。このへんはうまく使っていただくと、いいだろうということでありました。

ほかどうでしょうか。

○委員

市の方に聞きたいのですけれども、施設の中の弱みの部分の「小学校が多い」という項目ですが、これは小学校の統廃合ということにつながってくるかと思えます。

信楽でもそういう問題が起こっておりますが、なかなか前に進んでおりません。このあたりの問題の進捗状態をどなたかにお聞きしたいです。

○委員長

おそらく学校の将来の質問、主な既存条例と4つ目のところに「市立小中学校の適正規模適正配置に関する基本的な考え方」ということの捉え方ということだと思っておりますが、教育担当の方は今日お休みです。どなたか説明できる方はおられますか。

○委員

今の質問ですが、「適正規模適正配置に関する基本的な考え方」というのが教育委員会で対応しているものですが、従来、信楽、土山、甲南の小規模な小学校についてはあえて統廃合という方向で考え方を示しているわけですが、現時点においては、昨年度より特別認定校制度というものを実施しております。

文科省が決めた学区のエリアの中の学校に通うというのが今までのルールでしたが、特別認定校となる5つの小さい学校については、甲賀市内のどこから通ってもいいですよ、田舎の好きな子は水口の街中から多羅尾小学校に行ってもいいですよ、この制度を、5年間程、試行して、生徒の方から均等化を図るといようなことを、まず試していこうという施策を行っております。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

統廃合の方は進んでいないのですね。

○委員

進んでいないというか、前段としてそういった試みをしているということです。

○委員長

ほかに、「施設」に関してないでしょうか。

○委員

合併して、来年10年を迎えるわけですが、それぞれすばらしい5町が合併したわけですから、旧5町の当然いろんな多くの施設がそのまま甲賀市の施設としてある。適正規模からいいますと、いわゆる施設が多いというところですね。そこはうまく甲

賀市の中から、集中的にやっていくというようなことを考える方法が必要でないかなと思います。

先ほどの保育園あるいは小学校、適正規模の問題とありましたが、確かに小さい小学校に行っていたら、当然、大規模校の中学校に行ったらどういうふうになるのか、いろんな面があります。ノスタルジーで、懐かしいとか卒業したとかそういったことで子どもの将来をだめにするようなことでは良くないです。そこは、しっかりと条例でもうたっていただきたいなと思います。

○委員長

ありがとうございます。

どうしてもやっぱり、今後人口はいずれ減っていくわけですね。日本全体がそうになっていく。そうなると、今までの人口規模であったり、それぞれの町としては適正であった施設というのが、だんだん余剰になってくるが出てくるだろうと思います。

そういった時に、どううまく縮小しながら、財政規模や人口規模にあった形で縮小しながら、それも市民の皆さんにご迷惑をかけない形で運用していく。非常に難しいけれども、今後避けて通れない行政課題だと思います。そういったアセットマネジメントというのでしょうか。うまく施設を利活用したり、長寿命化させたり、場合によっては優先順位を決めて閉じていく。あるいは、治産という形で民間に売却することで売却利益を得るみたいなことも必要になってくると思います。そういったことも含めて、施設の有効活用ということに、言葉としてはならないでしょうけれども、入れていかないといけない時代だろうなということを感じております。

○委員

「施設」ということに関しては、本当に子育て中の親にとっては不足しているというところもたくさんあって、公共施設の遊具であるとか、そういうものが全般的に整備されていないというところもあります。もっと子どもたちが外で安心して遊べる場というのが必要であるかなというふうに思っています。

あと、地域医療に差があると言いますか、医者不足ですよ。高齢化が加速していることにあたりまして、やはり在宅療養中心の呼びかけをしていますが、それに係わる医師や看護師と専門職が足りない状況になっています。これを自治基本条例にうたっていくのかというのは、どうしたらいいのかわからないのですけれども、大きな課題になります。障がい者も含めて、在宅で高齢者が地域でいきいきと生きていくためには、自治基本条例で、どううたっていったらいいのかというのは皆さんで考えていただきたいなと思います。

○委員長

ありがとうございます。具体的に、例えば医者を呼んでくるとか、どこにどれだけ

作れというのはなかなか書けないと思いますが、今おっしゃっていただいたように、市民の方たちが安心して暮らせるような、生活をちゃんと支えていくっていうのは、行政の責任としても書かないといけないと思います。

それから、行政だけではなくて市民同士でもほかのように支え合っていくというのはどこかに書いていただくと、温かい町、暮らしやすい町を実現していく第一歩になると思いますので、理念的な形になってしまうかもしれないですけど、そういうことは自治基本条例の中にぜひうたっておきたい。「こういうふう書いてあるから、みんなで協力し合おうよ。」という根拠になると思います。

また、あと7番に「子ども」というところもあります。そこでもご発言いただけるような内容だと思います。

○委員

今の施設の統廃合、縮小という話が出ましたが、合併した時に、5町が都市部も農村部も均衡な発展ということで合併しているわけです。

よその自治基本条例では法的統制がかけてある条例があると聞いていますが、もし、自治基本条例の文言にそういう施設等の縮小、統合という文言が出てきますと、やはり、周辺地域の均衡発展というようなところに、影響があるのではないかと思います。（「最高規範ではない」という声あり）

自治基本条例を、私は最高規範というふうに理解しているわけなのですが、そういう面からの弊害なり障害なり出てくるのではないかという懸念がありますが、どうでしょうか。

○委員長

逆に、市域の均衡ある発展みたいなことを条例にうたっておくということもありですよね。そういうことがあれば、一極集中ではなくて、地域、どこに暮らしていても、一通りのサービスが受けられるという形になってきます。ただいま、そのような懸念があるのであれば、市域の均衡ある発展みたいなことを入れておいてもいいのかもしれないですね。

ただ、国の施策としても、かつて、それこそ国土の均衡ある発展ということでやってきたわけですが、それがもたなくなってきた、選択と集中していくみたいなのところもあるので、市としてそこはどう考えていくのかは難しい政策判断の部分もあるかと思いますが、この委員会の中から出た意見としては、そういう声も出ているけれども、どうですか、ということで市長にお墨をつけて判断いただくということになるのではないかと思います。

○委員

自治基本条例に法的統制がかけてあることも含めてですか。

○委員長

法的統制を自治基本条例にかけているところは、無いのではないかなと思いますが。

○委員

私が調べたところでは、ニセコ町ではあるらしいです。

○委員長

職員の服務とか、そういうことに関してではないですか。

○委員

服務であるかはわかりませんが、それは、われわれが決めることではないですね。市が決めることですね。

○委員長

どうしても法的統制をここに掛けてほしいという意見があれば、それはこの委員会としてあげていけばいいと思います。

今おっしゃっていただいた地域の均衡ある発展のようなところは、望ましいという意見があったとして、出せるとしますし、それから、先ほどの市民の安心な生活を支えていけるような施設が必要だということも、そうだと思います。

ただ、その一方で、財産取得ということもありますから、効率的な活用というような「施設」のこともうたっていったほうがいいのかもかもしれませんね。バランスをどうとるかという。意見としてはそういう段階では、そういう考え方を出してですね、最後に調整するときに、どう調整するかということなのですけども。

○委員

合併して10年も経ちました。今回、ひとつものの考え方をいえば、今更、均衡ある発展という言葉は、私は使う必要はないかなと思います。甲賀は一つですから、まだ信楽とか、水口とか、甲賀とか、そういうふうに皆さん思っているのであれば、それちょっとおかしいと思います。もう10年も経って、まだそういう意識があるっていうのは不思議だなと思います。

○委員

確かに言われたように、合併して10年ですか。来年10周年の記念ということになりますが、旧町5町が合併した時に、やはり長年築いてきた地域の特性とか、あるいは町特有の考え方、いろいろ利害関係、政治とか、まだまだこれも一掃されていないし、感じるものがたくさんあるわけですね。そういった点では、正直な話だと思います。

○委員長

皆さん、それこそおっしゃったように、甲賀市民ということでひとつの市であるわけですから、市民である以上、どこのエリアに住んでいようが関係なしに、一定程度のサービス水準はどこにいても受けられないとおかしいでしょうという段階だというのはありでしょうね。

ただ、それが旧町意識で剥き出しではないだろうと思いますけれども、いかがでしょうか、「施設」について。

○委員

すみません、「施設」についてですが、「市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」の方に関連すると思いますが、これは7番の子どもにも関連すると思います。

いわゆる共働きのこういった社会において、学童保育という問題が非常に大きくなっており、私どもの地域でも学童保育をやっていただいています。そこで、学校の空き室を利用した形で学童保育というものをしているということを知ったことがあるのですが、甲賀市内では、そういった学校はありますか。

「この委員会で考えていきたいこと」を条例に盛り込んでいくのでしたら、施設の効率的活用という、有効活用という部分になってくるかと思います。もし、ご存じでしたら、甲賀市内にありますか。

○委員

基本的には、別に設けていると認識しています。

○委員長

空き教室を使ってというのは、なさそうですね。

○委員

施設の方で、私が常日頃感じるところは、多羅尾というところは、住民の42%が高齢者です。2人に1人高齢者の方がいらっしゃって、老老介護であって、ひとり暮らしの生活というところもあります。

そういう中で空き家が多くみられるようになってきました。そして、先ほど学校統廃合のお話が出ましたが、小学校を見学に来られる方がいらっしゃいます。そこで、空いている部屋はありませんかというお尋ねもあります。

なので、これは別に多羅尾だけではなくて、甲賀市内で空き家はたくさんあるのではないかと思うのと、そういう利用活用をした中で、住民を増やしていく、企業が誘致された上で住んでいただくとか、そういうふうな活用方法はできないかなというふ

うに考えています。

○委員長

ありがとうございます。前回も、空き家の有効活用の話もありましたが、個人所有の資産を含めて、地域資源を有効に使っていこう。そのためには、まず、地域はどんな状況があるのか、空き家がどこが空いているのか、ということも把握していく必要もあるよね、って話は前回もありました。改めて、施設の有効活用という点で確認をしていただきました。

○委員

「施設」でハード的な話が出ているのですが、中身、ソフト、運営の面で、市民委員さんにお尋ねしたいのですけれども、施設の管理運営を地域や市民団体さんで担う、いわゆる指定管理者制度というものがあるのですが、純粋な意味で行政改革ということではなく、ハードは市が用意して、中身、運営は市民の方で地域、団体の意向に沿うような形で運営されるというようなことをこれからどんどん進めていく方がいいのか、いや、それは市民の負担になっていくと思われているのかをどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長

施設のハードは行政、運営についてのソフトは市民、こういう役割分担という考え方はどうかという投げかけであります。

自治振興会の拠点施設みたいなものは、そういう形になってくるでしょうけれども。

○委員

結局、ランニングコストを市が全額負担いただけるかどうかですね。管理運営の仕方にもよりますが、地元民、高齢者というのか、リタイヤした人間もたくさんいますので、そういう方をうまく組織すれば、可能だと思います。地域にもよりますが、私らのところでは可能だと思います。

○委員長

ほかどうでしょうか。

○委員

やっぱり65歳定年制が引かれるとなると、その65歳以降、10年も15年もあと人生があるわけですね。私は前期高齢者ですから。やはり、そういうような知恵と経験とそしてお金がある人、そして都会に住んで田舎に帰って来られた人、そして、やはり女性の力というのは間違いなく必要になってきますね。女性の力とそういう経

験豊富なリタイヤされた人達の力を活用し、そういうような組織を作れば、私はすばらしいものができると思います。

○委員

空き家の件ですが、私の地域をみますと、やはり各自治区に5軒、6軒ほどは空き家が出てきています。地元の方もなかなか管理に苦勞されている、あるいは身内の方が遠くに行ってしまったとかいうようなことで、地元の方からは自治振興会で何とかできないのかという声は聞いています。近い将来的にはそこまで自治振興会としての活動の中に入れていかなければならないのではないかと、こんな思いをしております。

○委員長

ありがとうございます。今、市の作業チーム員の方からお尋ねいただいた、施設の整備、ハードは行政がやって、運営は市民というのはどうかという投げかけに対して、お三方とも、それは工夫したら可能ではないかというようなご発言をいただきました。

○委員

先ほどおっしゃいました形の施設の管理ですが、私どもの公民館につきましても、先般、指定管理者制度で区の方にお譲りいただきまして、その時は傷んでいる部分についてはおおまかに修理もしてもらって、引き渡していただきました。

しかし、問題はこれからの維持管理というものになってきます。今後、全て区の方で賄っていかないといけないということで、それがうまくいけば、指定管理者制度もどんどん進んでいくのかなと思います。この部分が、いわゆるお金の問題になってきますので、区のほうのそれだけの自覚というのでしょうか、維持管理できるだけの部分があれば、当然区の方としてもありがたいわけです。その部分がひとつネックになってくると思います。

○委員長

そういたしますと施設の維持管理、運営ということに関しては市民において役割を担っていくということはあるだろうというところまでは、総論としてはOK。

ただ、具体的にそれどういうやり方でやっていくの、お金の分担はどうなっていくのとか各論については、いろいろとあったりするので、それぞれに調整していく必要があるといったご意見ですね。

まだご意見をおっしゃりたいという方もおられるかもしれませんが、一応お約束の4時が廻ったところですが、今事務局から投げかけていただいた件も含めてであります、「施設」ということに関して、これだけはどうしても言っておきたいことがあるという方があればどうでしょうか。

よろしいですか。

それでは、一応今日は⑤の施設までは一応議論は終わったということにさせていただきたいと思います。

次回は⑥とか⑦、⑧、⑨、⑩とかは、見ていただくとわかるのですが、市民の話、市民の特徴とか、市民の話と続いていて、これは市民の役割としてあげておられるのか、市民の責務としてこういうことも考えるべきだよねということが出てきています。そこについては、これは事務局にお願いしたいのですが、これまで、既に今までの問題群でもそうですし、この後の問題群もそうですが、これまで既に会議の中でこういうことを自治基本条例に盛り込んでどうかという意見が出たものについては入れておいていただいて、ここは出ているよねって話を確認できると、重複することは時間が省けるとと思います。これを入れていただくということは可能ですか？

(事務局了解)

そういう資料をいただけるということ踏まえて次回は、⑥、⑦、⑧、⑨、年内に全部は難しいかもしれないですけども、⑩ぐらいまでいけると良いですかね。というぐらいな感じで、いきたいと思っております。

■ 次回の内容について

○委員長

回りの会議は12月16日、今度は月曜日ですね。時間は2時から4時ということで、再びサントピア水口の方に戻って、会議をするということになっています。次回についての連絡、関連して、その後の話は事務局からお願いします。

○事務局

皆さん、お疲れ様でした。

次の会議は12月16日ですけども、その後ですね、委員長からご提案いただいておりました懇親会を、サントピア水口で会議をしますので、その後サントピア水口を会場にしまして、6時から懇親会を開催させていただきたいと思います。ご案内通知のときに案内も、懇親会のことも併せて記載させていただいて、報告につきましては、12日の木曜日までに出席の確認をさせていただきたいと思いますので、出る、出ないにかかわらず、事務局の方にご一報いただくようにお願いしたいと思います。会費制ということで、1人5,000円になると思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

12月16日、会議の後は皆さんで腹を割っていろいろと意見交換するという場にしたしたいと思います。

○事務局

懇親会は、職員の方も含めてです。

○委員長

行政の方も、職員の方も含めて5,000円ぐらい、ということであります。

何かご発言ありますか。よろしいですか。

それでは、いつもですとここで副委員長にまとめのお言葉をいただくところですが、今日は退席されましたので、以上をもちまして、本日の会議、第6回の会議はお開きとさせていただきます。どうも皆さん、長時間ありがとうございました。